

## 西東京市告示第77号

西東京市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成29年西東京市規則第11号。以下「規則」という。）の規定により市長が別に定める事項を次のように定める。

平成29年4月1日

西東京市長 丸山浩一

### 記

（良好な景観の形成その他の地域における良好な居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることについての基準）

第1 規則第5条の市長が別に定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等（以下「地区計画等」という。）のうち、地区整備計画が定められている区域内において、当該地区計画中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限であって、西東京市における地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成18年西東京市条例第44号）の建築物に関する制限以外の事項に限る。）に適合していること。
- (2) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき東京都が策定した東京都景観計画（以下「景観計画」という。）の区域内において、当該景観計画中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る。）に適合していること。
- (3) 建築協定において定められた建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る。）に適合していること。
- (4) 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域外であること。  
（必要と認める図書）

第2 規則第6条第1項第2号の市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し

- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあつては、登録住宅型式性能認定等機関が交付した型式住宅部分等製造者認証書の写し
- (3) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあつては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（この場合において、品確法第59条第1項に規定する登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。）
- (4) 地区計画等又は景観計画の区域内において、申請建築物（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請又は同法第8条第1項の規定による変更の認定の申請に係る住宅を含む建築物をいう。）がこれらに適合することを示す書類を有するときは、その写し  
(不要と認める図書)

第3 規則第6条第2項第3号の市長が不要と認める図書は、次の各号に掲げる事項を明示することを要しないものとすることにより、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）第2条第1項の図書に明示すべき事項の全てについて明示することを要しない図書とする。

- (1) 第2第1号の住宅型式性能認定書の写しを添えた認定申請にあつては、規則第2条第1項の明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（登録住宅型式性能認定等機関が行う技術的審査を含む。以下同じ。）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの
- (2) 第2第2号の型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた認定申請にあつては、省令第2条第1項の明示すべき事項のうち、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの